

佐久市の住民投票に見る公民連携

藤井一夫

東洋大学 PPP 研究センター リサーチパートナー

(社)全日本能率連盟認定マスター・マネジメント・コンサルタント

はじめに

第1章 住民投票に至る経緯

第2章 住民投票に向けた活動

第3章 住民投票公示日から投票日まで

第4章 佐久市住民投票の結果が判明して

第5章 佐久市の住民投票に見る公民連携

はじめに

「地方自治は民主政治の最良の学校なり」とはイギリスの政治家ジェームズ・ブライス (James Bryce) の言葉¹であるが、このたび佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票の一部始終を見てその言葉を実感した。

中邨章²は、市民社会の本質は、非政府組織や非営利活動団体が、政府や自治体の役割を補完し、「プライベート・パブリック・パートナーシップ」が実現する成熟した社会、つまり「PPP」の時代であると言い、これからの行政はTAPE、すなわちT: Transparency (透明性、情報の公開・政策策定・実施過程のガラス張り)、A: Accountability (説明責任)、P: Participation (参加、政策形成・実施への住民の関与)、E: Equity (公平性) が重要と述べている。

中邨が重要とした TAPE は、平成 22 年 11 月 14 日に佐久市で実施された住民投票で、見事に実現されている。これから、どのように TAPE が達成できたのかを探ってみたい。

自治体の政策過程への住民参加や執行過程への住民参加の必要性を多くの識者が認め³ている。そこでは住民は単なる参席者ではなく協働者として、自治体と住民が対等

¹ <http://www.f.waseda.jp/kAtagi/jitimeigen.html>

² 中邨章『自治体主権のシナリオーガバナンス・NPM・市民社会』芦書房、2003、p24

³ 牧田義輝『住民参加の再生—空虚な市民論を超えて』勁草書房、2007、p13

な立場・関係（パートナーシップ）のもとで共通課題を実現するため、共に考え、共に汗を流し、共にリスクを負う行為システムが求められるのである。

第1章 住民投票に至る経緯

1. 市長選とマニフェスト

長野県佐久市長選は平成 21 年 4 月 12 日告示され、前県議の柳田清二（39）と前県佐久地方事務所長の木曾茂（60）の新人二人によって争われた。旧佐久市の時代から 5 期 20 年続いた三浦大助市長（81）の任期満了、引退に伴って行われるもので、同時に市議選（定数 28）も行われた。投開票は 4 月 19 日で大きな争点は 2 つあった。一つは佐久総合病院の移転問題、もうひとつは市総合文化会館の建設問題である。市総合文化会館の建設は、任意団体「佐久市文化会館建設推進協議会」が 1986 年 9 月に旧佐久市へ建設陳情書を提出以来、長年の懸案事項となっていた。

柳田清二は市長選立候補にあたりマニフェストでこの点を明確にした。すなわち佐久総合病院の再構築問題には前向きに取り組むこと、また総合文化会館の建設は慎重に検討し、市民の意思を再確認して進めることを公約とした。

特に総合文化会館に関しては前市長が任期間際の平成 21 年 1 月に、JR 佐久平駅近くの 3 万 2000 m²の内 2 万 3000 m²の土地を、取得費 30 億 1900 万円余を合併特例債を活用して佐久市土地開発公社から取得したことも争点となった。

市長選の結果は、柳田清二が対立候補を抑え新市長に当選した。

2. 住民投票条例案の議会への提出

柳田新市長は最初から市文化会館建設に関し、「賛成・反対」の態度表明をせず、あくまでも住民の意思を尊重するという公平な立場を貫いた。このため前市長から引き継いだ「佐久市総合文化会館基本構想・基本計画」や「建設協議会」「建設等検討懇話会」を存続活動させた。

平成 21 年 3 月に前市長の下で策定された「基本設計」に基づき、同年 8 月に「基本設計市民説明会」を佐久市内 5 会場で開催し、同じく 11 月から 12 月にかけて市内の既存会館等で行われた講演会場で新文化会館の「管理運営の基本計画策定の参考資料」にするための観客アンケートを延べ 6 会場でおこなった。

これらの結果を踏まえて平成 22 年 3 月に市は「文化会館実施設計」と「管理運営基本計画」を策定した。

一方で柳田市長は、平成 22 年 1 月の新春記者会見において、「市文化会館建設の是非

を住民投票で問う」との意向を表明した。そして同年 7 月の議会全員協議会では、「住民投票制度(案)、条例(素案)」を提出し説明した。更に同 8 月に「住民投票条例(素案)」のパブリックコメントを実施した。

かかる手順を踏んだ上、8 月 31 日、9 月 1 日の臨時議会へ「住民投票条例案」並びに住民投票に係る経費として平成 22 年度一般会計予算を 3,401 万円を追加補正し、9 月 1 日臨時議会で修正可決されたのである。

3. 住民投票条例の問題点

この結果を受け、平成 22 年佐久市議会第 3 回定例会（9 月 6 日招集）における市長招集のあいさつで、柳田市長は次のように述べた⁴。

『まず、1 点目といたしまして、さきの臨時議会において修正の上、議決をいただきました「佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票条例」に基づく住民投票への取り組みについて申し上げます。

今回の住民投票の実施により、主権者である市民の皆様の行政への積極的な主体的な参加が具体化され、私が市長就任以来取り組んでまいりました「徹底した情報公開による市民参加型市政運営の実現」が、議会の皆様のご理解のもと、大きく前進したものと認識しております。

今年 6 月 22 日に閣議決定された今後の地方公共団体が進むべき方向を示す地域主権大綱では、「地域主権改革」を「地域住民が自らの判断と責任において地域の諸問題に取り組むことができるようにするための改革。」と定義しております。また、この改革は「単なる制度の改革ではなく、地域の住民が自らの住む地域を自らの責任でつくっていくという『責任の改革』であり、民主主義そのものの改革である。」とされ、さらに「住民や首長、議会の在り方や責任も変わっていかねばならない。」ともされております。今回の住民投票は、長野県で初めてとなる政策的住民投票の実現であり、今後進めなければならないこの「地域主権改革」に向けた先駆けとなる具体的な取り組みであると考えております。

結果的に、多くの議会同志の皆様からご賛同をいただき、修正案を条例化できましたことに対しましては、これまでのご労苦に敬意を表するものであります。一方で、主権者たる佐久市民の民意を推しはかる必要がないとされた方々は、住民自治において民意を軽視している姿勢にほかならず、民主主義の考え方において、大きな隔たりがあり、遺憾至極の思いでございます。

今後は、11 月 14 日に設定いたしました投票日に向けて、早急に市民の皆様が賛否の判断をするために必要となる資料を作成し、議会の皆様のご理解をいただく中で、広く情報を提供し、広報活動を展開していく所存でございます。

具体的な広報活動といたしましては、「総合文化会館建設及び住民投票の市民説明会」を 9 月 29 日の佐久市役所を初回に、11 月 3 日まで市内各地の 13 会場で 21 回開催してまいります。

また、建設賛成・反対の皆様が、パネラーとしてそれぞれのご意見を発表していただきながら討論する場として、「総合文化会館建設の賛否を問う市民討論会」を 10 月 16 日に長野県佐久勤労者福祉センター、11 月 6 日に佐久創造館の 2 会場で開催をいたします。この討

⁴ 佐久市 HP 平成 22 年佐久市議会第 3 回定例会会議録より

<http://gikai.city.saku.nagano.jp/discuss/cgi-Bin/WWWframeNittei.exe?a=frameNittei&USR=weBusr&PWD=&L=1&R=K%5fH22%5f09060001%5ftxt%5fL00000015%5f00000327>

論会では、公開討論会支援専門NGOの「リンカーン・フォーラム」にコーディネーターを依頼いたしまして、活発な意見交換による討論の充実を図り、傍聴者の皆様に理解を深めていただきますよう努めてまいります』

この議会招集のあいさつの中で市長は次の3つを強調している。

- ① 長野県で初めてとなる政策的住民投票の実現であること
- ② 「地域主権改革」に向けた先駆けとなる具体的な取り組みであること
- ③ 一方で、主権者たる佐久市民の民意を推しはかる必要がないとされた議員がいたことは遺憾至極

——の三点である。

当然9月の定例議会では住民投票に反対の立場をとってきた議員からは市長に厳しい質問が浴びせられた⁵。ちなみに筆者は本定例議会を3日間傍聴した。

市長は議員の質問に次のように答弁した。

- ・総合文化会館建設事業については、検討が始まってから20年余りが経過している
- ・時代背景が大きくさま変わりしており、本来であれば時代の節目節目に、その時点における事業の必要性などについて評価を行う必要があったのではないかと。
- ・住民自治は市民の皆様のご意見やご要望が尊重された上で執り行われるべきであると考えております。その中で、市民の意思を確認することなく、建設を行うことも、建設を行わないことも決定すべきではないと考えております。
- ・結果的に住民の意思を確認する必要がないともとれる判断された方々と私は、民主主義において考え方に隔たりがあると考えております。政治家にとりまして、民意を確認せず具体的な行動を起こすことは厳に慎むべきであると考えており、今回の発言に至った次第であります。

この答弁の中で市長は『建設を行うことも、建設を行わないことも決定すべきではない』と答弁しており、この点について議員から「市長は態度を明らかにして住民投票に臨むべきだ」との批判が出ていたが、筆者は次のように考える。

福嶋浩彦⁶は東洋大学大学院公民連携専攻修士課程の講義『地方行財政論』⁷において次のように述べている。

『行政直接民主主義は「住民自治」の原理にとって貴重である。議会への直接参加も不可欠でこれから非常に重要である。市長も議会も直接市民に責任を持つことが求められる。ただ

⁵ 佐久市HP平成22年佐久市議会第3回定例会会議録より

<http://gikai.city.saku.nagano.jp/discuss/cgi-Bin/WWWframeNittei.exe?a=frameNittei&USR=weBusr&PWD=&XM=0000000000000000&L=1&S=15&Y=%95%Bd%90%ac22%94%4e&B=-1&T=-1&T0=-1&O=-1&P1=&P2=&P3=&P=1&K=1&N=3&W1=&W2=&W3=&W4=&DU=0>

⁶ 東洋大学大学院客員教授、消費者庁長官

⁷ 福嶋浩彦教授「地方自治の本旨と自治制度の原理」講義レジュメ 20080422 および「直接請求と住民投票のダイナミズム」講義レジュメ 20080513

し住民投票については権力者が自分のやりたいことをやるために住民投票を利用するという「プレビシット化」は避けねばならない。また安全装置としての常設型住民投票制度が必要である』と。

この言を借りれば、柳田市長のとった中立的な立場は、住民に自由な立場で文化会館建設の可否を考えさせる上で最良の方法ではなかったかと考える。そこにはプレビシットを疑わせる何物も存在しない。

次に9月1日の臨時議会で成立した「佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票条例」(修正案)が9月10日に条例第32号となったが、以下に原案と比較してみる。

市長は議会招集のあいさつで『結果的に、多くの議会同志の皆様からご賛同をいただき、修正案を条例化できましたことに対しましては、これまでのご労苦に敬意を表すものであります』と謝辞を述べたが、議会を傍聴した筆者には多分に皮肉が込められていると感じられた。それは成立要件等に「ただし書き」が付けられ、住民投票が成立しない場合であっても、開票作業を行えるものとしたところに市長の強い意思が読み取れたからである。

さらに、東洋大学での福嶋浩彦の講義⁸では、『投票結果の公表と評価において、公表された投票結果に対する評価は政治行政の政策にゆだねられるべきで(諮問型住民投票が)参考投票である以上「有効投票率」の定めなどは適当でない』とする内容であったからである。

表1 佐久市住民投票条例の原案対修正案の比較

	佐久市住民投票条例原案対修正案の比較	
	条例原案	議会修正案
請求形式 請求者	諮問的レファレンダム 市長	同 左
投票権者の範囲	年齢満18歳以上の日本国籍を有する者並びに同永住外国人	佐久市在住の日本国籍を有する20歳以上の者
成立要件と法的拘束力	なし	投票権者の2分の1以上 なし
付帯事項	成立した投票結果を市長は尊重する	不成立の場合も開票する

(筆者作成)

⁸ テキストは兼子 仁「新地方自治法」岩波新書、2000、p72

第2章 住民投票に向けた活動

1. 行政は何をしたか

9月1日の臨時議会で住民投票条例が修正可決された後の、行政の住民投票に向けた動きには目を見張るものがあった。その内容は「広報佐久一号外、佐久市総合文化会館住民投票特集」⁹(平成22年9月22日発行)に詳しいが主なものを列挙してみる。

(1) 「広報佐久一号外—住民投票特集」を全戸配布

これにより住民投票に必要な判断材料情報が殆ど網羅され、市長の公約である「徹底した情報の公開」が実現されている。

(2) 佐久市各地区で全21回の住民投票市民説明会の開催(9/29～11/3)

殆どが午後7時からの開催で、各会場には市長並びに市役職員が出席し、総合文化会館に関する説明と質疑応答、住民投票に関する説明と質疑応答がなされ、午後8時50分に閉会となった。

筆者が説明会に参加して感心した点は、毎回の質疑応答をまとめて、次回の説明会に「質疑応答集」として配布していたことであった。こうした市職員の地道な努力に敬服した。

(3) 市民討論会の開催(10月16日、11月6日)

第1回は10月16日(土)に勤労者福祉センターで午後7時から、住民約280人が参加して行われた。抽選で選ばれた賛成、反対両派の住民各3人が文化会館の必要性や建設コスト・運営経費などについて議論を戦わせた。

司会は公開討論支援のNGO「リンカーン・フォーラム」が行った。会場からも活発な意見が賛成・反対両派からあり、司会は「住民投票を佐久の未来を住民が考え、よりよい地域にするきっかけにして欲しい」と結んだ。

第2回は11月6日(土)に佐久創造館で午後7時から行われた。第1回同様、賛成、反対両派の住民各3人がパネリストとして発言。文化会館の要・不要について議論を戦わせた。前回同様会場の住民からも多くの挙手があり、それぞれの立場から意見を陳述した。この日会場の外には、翌日の告示日を控え賛成派、反対派の街宣車が待機し、戦闘態勢を整えていた。

2. 議会と議員は何をしたか

建設反対派のごく一握りの議員は、自前でチラシを印刷し、市民説明会や市民討論会の会場入り口で入場者に配布している姿が見られた。しかし大多数の議員は、議会で住

⁹ 佐久市HPより (<http://www.city.saku.nagano.jp/cms/html/entry/3214/376.html>)

民投票成立条件のハードルを上げただけで洞ヶ峠を決め込み、投票率アップのための住民への働きかけは殆ど無かったと言ってよい。

3. 市民は何をしたか

(1) 講演会の開催

(ア) 10月24日(日)(社)佐久青年会議所などが主催の時局講演会『今、求められる“まちづくり”とは』と題して、NPOコンパス地域経営支援ネットワーク理事長藻谷浩介氏の講演会を「あいとぴあ臼田」で開催した。氏の「高齢者激増に対処するための“船中八策”」¹⁰は期せずして文化会館建設反対派の後押しをしてくれることになった。

(イ) 10月19日(火)佐久市総合文化会館を考える会(建設反対派)は、「松本財政白書の会」代表の手塚英男氏を講師に呼んで佐久市「野沢会館」で『佐久市総合文化会館建設についての勉強会』と題してセミナーを開いた。氏は前松本市長が“ハコダテ市長”と呼ばれ、いかに無駄なハコモノを作り松本市民に巨額の借金を残したかを語るとともに、合併特例債の元利償還の70%が地方交付税で「措置」されるというカラクリを説き、松本市民が「まつもと市民芸術館」で踏んだ轍を佐久市民が踏まぬよう忠告した。

(2) ポスティングの実施

「文化会館の建設に反対する会」では代表世話人がA4のチラシを作成し野沢・臼田地区と岩村田地区に分かれて一日250枚～300枚を目処に歩いてポスティングを行っていた。配布数は毎回3000枚で紙代、コピー代、切手代はすべて自分たちで負担する。5月に会を発足させて以来既に4種類のチラシを配布してきた。

一方「早期建設を願う会」ではA3用紙に多色刷りのチラシを用意して、市内各地のホールや会館で催事があると出向いては、入場口で来客にチラシを配る作戦をとっていた。

(3) メーリング

佐久市内に住む友人や知人に郵便でチラシを送る方法も併せて行っている。筆者も佐久市の出身のため、小・中・高校の知人に数十通の手紙を出した。建設反対のチラシを同封した手紙であるが、友人からは様々な反応があって興味深かった。しかし土木建築や内装を生業とする人もいて、この皆さんからは一部反感を買ったのではないかと思う。

(4) 新聞・テレビ・ラジオの報道

¹⁰ 藻谷浩介「デフレの正体」角川書店、2010、p246

9月1日に「住民投票条例」が議会で可決された後は、ほとんど毎日のように新聞等でこの話題がとり上げられてきた。このことは住民投票に無関心だった市民に関心を抱かせるに十分な効果があったと推測する。反対派の代表や賛成派の代表それぞれが、各メディアの記者と上手に付き合っている。記者の知りたがっている情報や、見落としそうなイベントや勉強会などを知らせて、ふだんから良い関係を築いておくことが必要だ。

(5) 各戸に意見広告配布

告示前の10月と11月の2回「実名と電話番号入り」で反対意見広告を佐久市の全戸に配布した元会社員(65)の記事が、11月4日付の朝日新聞に載っていた。佐久市は38,498世帯あり、ポスティング料は1戸当たり約5円、一回20万円、2回で合計40万円かかり印刷費と紙代を含めると50万円を超すとのこと。本人は「妻とエジプト旅行をしたと思えば良い」と言うがそこまでやる人はあまりお目にかからない。

第3章 住民投票公示日から投票日まで

1. 行政は何をしたか

住民投票告示日初日(11月7日)、市長は市議会議長及び副市長、市職員とJR佐久平駅前に立ち通勤・通学の市民に住民投票を呼び掛けた。市長は『50%に向け、市が一丸となって、議員にもお力添えをいただきながら、成立に向けた努力をしたい』と言い、一方並木市議会議長は『議会が50%と決めた以上は、成立要件を満たすような投票にしたい。棄権することなく意思表示を』と応え、市長と議長はそろって「50%」と市民に呼び掛けた。さらに柳田市長は「将来の佐久市がどういう道をたどるかを選ぶ住民投票です。すべての皆さんに投票所に行くよう、心からお願いしたい」と訴えた。通勤の通学の時間が過ぎると、次は佐久平駅南の大型GMS店に場所を移し、市長と議長は店舗入り口で来店客に投票を呼びかけながらチラシを配った。

また一方で市は、街宣カーによる呼びかけや広報・チラシの配布、ホームページへの掲載、回覧板によるお知らせ、FM佐久平・佐久ケーブルテレビ、各マスコミへの情報提供などあらゆる手段を講じて市民に情報を提供し投票を呼び掛けた。

新聞報道によると¹¹市議会側は建設推進の立場であり、なおかつ住民投票に否定的だったにも拘わらず修正案で妥協したのは「住民投票をしなければ建設計画は進まない」と判断したからだという。そこで9月臨時会で、より多数の民意を反映させるためとして50%の成立要件を設けると同時に、市長が修正を受け入れやすくするために不成立となった場合でも3400万円の住民投票経費を無駄にしないため「開票作業は行える」と

¹¹ 信濃毎日新聞 平成22年11月8日朝刊3面

の規定を盛り込んだとのことである。

一方市長は「成立要件」が設けられることに難色を示した。それは情勢不利とみた側が「ボイコット運動」で対抗する可能性があるためだ。しかし市長は修正案を受け入れた。何としても住民投票を実施したかったのだ。そうなると、この柳田市長と並木議長は同床異夢・呉越同舟のチラシ配りと映るのだが、実際のところ二人の気持ちは「佐久市の民度」を問われるこの住民投票を、勝負を度外視して何としても成功させたいという一点で結びついていたのではないかと考える。

2. 市民は何をしたか

住民投票告知後の市民は、以前と同様、建設賛成派も反対派も地道にポスティング、街頭やイベント会場でのチラシ配りなどの活動を続けた。告示後変わったのは横断幕を張った車や、ノボリを立てた宣伝車が商店街などを回り「ハコモノよりも福祉を」などと訴えたことだ。

新たな動きとして住民投票まであと3日とせまった11月11日、「信州佐久ケーキ職人の会」に加入する市内の洋菓子店10店舗が一斉に共通のポスターを張り出した。

曰く「投票率50%達成を応援しています!」「達成の場合、11月15日(月)にショートケーキ半額にて販売いたします」というものである。

呼びかけ人の店主は「ケーキ屋がターゲットにしているのは女性や若者。そういうお客さんの意識に住民投票を植え付けるため、立場を利用しました」と語る。

また望月地区の飲食店10店舗でつくる「中山道望月宿・駒月みそかつ井の会」も、投票率が50%以上になった場合、各店舗で20日、みそかつ井を注文した先着5人に、非売品の雁喰いみそ50gをプレゼントするとのポスターを張り出した。

このような動きが広がりを見せているのは喜ばしい。

3. 議員は何をしたか

少数ではあるが反対派の議員とその後援会員が市内で投票を呼び掛けるチラシを配った。チラシはA3で、裏表に反対の理由が克明に書かれていて、このチラシを作るだけでも大変な労力と時間を要するであろうと想像される内容であった。

4. マスコミの報道は

地方紙、信濃毎日新聞が賛成派・反対派の動向や行政の動き、市民の反応などを日々詳しく伝えてくれた。また朝日新聞も「万機公論が問う」というタイトルで佐久市の住

民投票を大きくとり上げてくれた。

この新聞 2 社が、市民の関心度を高めた功績は大きい。

5. 期日前投票結果について

11 月 13 日までの期日前投票は 10,603 人で、投票資格者 80,058 人の 13.24%に当たる。これは市長選の時の期日前投票者 12,021 人（14.98%）には及ばなかったが、告示日から 13 日まで毎朝、職員約 50 人が街頭活動した成果の現れと言える。

第 4 章 佐久市住民投票の結果が判明して

11 月 14 日（日）午後 7 時 40 分頃、ローカルテレビがテロップで「佐久市の住民投票が成立」のニュースを流した。投票率が 50%を超えたのだ。あとは賛成か反対かの結論を待つばかりとなる。市長は今回の住民投票を、「市政への住民参加」と位置づけていたが、住民がそれに応えたことになる。

市町村合併以外の政策を問う住民投票は長野県内で初めてで、午後 11 時過ぎに投票結果が確定すると柳田市長は記者会見を開いた。

表 2 佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う住民投票開票結果

佐久市総合文化会館の建設の賛否を問う
住民投票開票結果

	選挙区 区分	建設に反対する 投票数	建設に賛成する 投票数	
	完 了	31,051	12,638	

有効投票数 A	無効投票数 B	投票総数 A+B C	持帰り・その他 D	投票した者の総数 C+D
43,689	215	43,904	0	43,904

建設に賛成の参考欄の内訳				
費用は簡易での建設に 印	従来通り要での建設に 印	費用は簡易、従来通り 要の両方に印	費用は簡易、従来通り 要の両方に印なし	いずれの選択も判断 しないもの
4,327	5,363	5	2,938	5
				12,638

(出所：佐久市ホームページ選挙結果等より)

1. 柳田市長の記者会見

「結果の数字で方向性は明確に表れた。文化会館を建設せずに文化振興を進めてゆく」と語り、住民投票については「多くの市民が進んで参加し、投票所に向かったことに意義がある。徹底した情報公開に基づく、市民参加型行政の大きな一歩を踏み出すことができた」¹²と評価した。

¹² 11 月 16 日付朝日新聞より

2. 並木市議会議長のインタビュー

「結果を重く受け止めたい」¹³と語った。

3. 建設推進派市議のインタビュー

「結果は尊重すべきで市長の判断も当然」¹⁴と受け入れる姿勢を示した。

4. 市民の記者会見¹⁵

(1) 建設反対派市民の会見

「経済状況などを考えれば当然見合わせるべきだ。住民の方もよく考えていただけた」(佐久市総合文化会館を考える会共同代表 神津恭通)

「今まで隠れていた小さかった方の声表へ出たと思う」(文化会館の建設に反対する会の岩井達夫)

(2) 建設賛成派市民の会見

「これまで四半世紀にわたって建設に向けて活動してきた人々の思いを考えると非常に残念な結果だ」(佐久市総合文化会館早期建設を願う会・会長の田原彰人)

5. 近隣自治体の反応

上田市の母袋創一市長は、12月定例会一般質問で2人の市議が佐久市の住民投票結果を踏まえて上田市側の受け止めを質問したのに対し、「文化的な環境や整備の経緯、市長や議会の判断、市民全体の意思などがそれぞれ異なり一概に比較できない」¹⁶と答弁した。

合併特例債を使って長野市民会館建て替へと、文化交流施設建設に市民の賛否がある長野市の鷲沢正一市長は「佐久市は佐久市の事情で住民投票を実施した。私どもには関係ない」¹⁷と影響を否定した。

6. 住民投票後の課題

文化会館建設の賛否を問う佐久市住民投票の結果は、反対が7割を占め市長は「建設中止」を即断した。建設推進派にしてみれば1986年9月に活動を開始して、実に25年

¹³ 11月16日付朝日新聞より

¹⁴ 11月16日付朝日新聞より

¹⁵ 11月16日付信濃毎日新聞より

¹⁶ 12月7日付信濃毎日新聞より

¹⁷ 11月16日付信濃毎日新聞より

におよぶ早期建設運動に終止符が打たれることになる。

しかし過去 25 年を振り返れば実に目まぐるしく世の中が変化した時代であった。筑波万博を経て 1990 年の大蔵省による総量規制とこれに伴うバブルの崩壊、失われた 10 年と呼ばれる大不況、2001 年 9 月のアメリカ同時多発テロ事件、2003 年イラク戦争、中国やインドの勃興、日本の少子高齢化到来と民主党鳩山内閣の発足と大きく変化した。これらを考えると佐久市民の今回の選択は賢明であったと言える。

市町村合併以外で、住民投票が行われたのは県内では初めてとのことで、実に多くの市民がそれぞれの立場でこの住民投票に係わってきた。筆者も多くの説明会や討論会、講演会、市議会等に足を運び、チラシ配布や郵送等を行った。その渦中に飛び込まないと見えてこないものが数多くあることを改めて知った。

市民運動や討論会、講演会の開催などに、市民が自主的に金や時間や労力や知恵をつぎ込んで、住みよい社会を作るために努力する姿が見えてきた。これは大きな収穫であって、政治を市民に引き寄せる第一歩を踏み出したことに他ならない。

「投票率 50%以上」を上回る住民参画意識の高さを評価しつつ、建設中止に伴い市が背負った課題解決に向けて、次の一步を踏み出さなければならない。

その課題には次のようなものがある。

1. 合併特例債で取得した土地 2 万 3000 m²を活用する代替事業探し
2. 当該土地を取得した 31 億 6,200 万円（金利含む）の一括返還問題
3. 20 億円の建設基金とそこに含まれる市民の寄付 820 万円の取り扱い
4. 会館の建設費に充てる予定だった 50 億円余の特例債を使うか否かの決断
5. 市の文化振興を会館なしでどう進めるかの青図

これらの課題を関係者で知恵を出し合って早急に解決してゆかねばならない。

第 5 章 佐久市の住民投票に見る公民連携

1. 佐久市の住民投票に見る公民連携

「はじめに」で述べたように、中邨章は、市民社会の本質は NPO や NGO が政府や自治体の役割を補完し、PPP が実現する成熟した社会であるとし、これからの行政は TAPE が重要だと述べている。

この点について、福嶋浩彦も同様に次のように述べている¹⁸。

『そもそも公共とは「市民の公共」であって「官の公共」など存在しない。市民の公共を、市民が企業、NPO、協同組合をはじめさまざまな民の主体を作って自ら担うこともあるし、市民が政府を作って官にやらせることもある。……「多様な市民の主体」と「市民の政府」が、対等

¹⁸ 東洋大学大学院経済学研究科編著「公民連携白書 2009～2010」時事通信社 2009 年

『豊かな関係を築いて連携し、市民の公共（市民の社会）を作ることが求められている』

そこで TAPE について検証してみたい。

(1) T (Transparency 透明性、情報の公開)

透明性、情報の公開については柳田市長がマニフェストに掲げるように最も徹底して実行している点である。彼は文化会館建設に関するすべての資料を市民の前にさらけ出し、賛否を判断する資料に供してきた。

(2) A (Accountability 説明責任)

説明責任についても住民投票に係る市民説明会などにおいて、市民の質問に対し簡潔明瞭な回答が行われている。市長のそういう姿勢が市職員にも良い影響を与え、市民目線での回答なり説明なりが広く行われる可能性が期待できる。ただ現状では全体としてまだ満足できる状態には至っていない。

(3) P (Participation 参加、政策形成・実施への住民の関与)

パブリックコメント、予算編成過程の委員会への参加などかなりのところまで政策形成に参加できる状態になっている。ただ市民がそれを活用し切れていない点がある。

(4) E (Equity 公平性)

中邨章は公平性について、行政の市場原理化、行政のビジネス化を懸念している。この方法では所得の高いグループが様々なサービスを受けることができる半面、所得の少ない人々は不安な生活を強いられる可能性が増える。高齢化社会に入って医療や保健などの分野で、そうしたことが顕著になると説く。この観点から見れば、今回の住民投票は正に財政資源の政策配分に、市民が一票を投じて関わったことになり公平性を満足させたことになると思料される。

TAPE分析結果から、佐久市においては、市民の自主的な活動による政策形成への参加と、行政側の透明性と説明責任、さらには公平性を相当レベルまで充足させている点において「市民社会」の本質から、公民連携（PPP）が醸成されつつあると判断できる。また、S. R. Arnstein（シェリー・アーンスタイン、米国社会学者）の「住民参加の梯子」¹⁹ 段階で評価すると、第5段階の懐柔から第6段階のパートナーシップへとステップアップを図る段階と見てとれる。

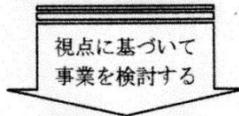
¹⁹ 室井力編「住民参加のシステム改革」日本評論社 2005、p23

図1 佐久市総合文化会館に係る用地の中止による利活用案決定プロセス

《基本的な考え方》

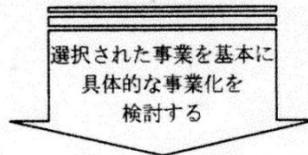
【利活用する事業選択の視点】

- ① 「佐久市新市建設計画」に位置づけられていること。
- ② 市民ニーズが高く、多くの市民の利用が見込める事業であること。
- ③ 事業の必要性や優先性が高いこと。
- ④ 事業の目的達成のため、用地の位置が適していること。
- ⑤ 事業の構想等が策定されており、用地確保により事業着手が可能なこと。



《視点に基づいて事業を選択した結果》

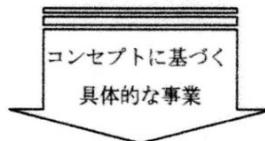
公園（遊歩道・親水公園を含む）・一体化を醸成する事業



《以上の検討による具体的事業》

1. 以下のコンセプトを持つ具体的な事業とする。

- ① 市街地の中で緑に囲まれ、潤いと安らぎを持つ場
- ② 子どもたちが自由に元気に遊べる場
- ③ 世代を超えて市内外の人が集い利用し、様々な活動や交流が行える場
- ④ 佐久平駅前から一体をなし、エリアにある都市機能どうしを結びつけ、多様で多彩な活動が生まれる場
- ⑤ エリアの中の施設と相互に活用でき、その人にあった自由な使い方ができる場



市民交流ひろば

(出所：「佐久市総合文化会館に係る用地の中止による利活用について(案)」を筆者要約)

2. 住民投票後の課題解決に向けた取り組み

前章で掲げた佐久市における住民投票執行後の取組について順を追って検証したい。

(1) 「合併特例債で取得した土地 2 万 3 千平米を活用する代替事業探し」について

佐久市が作成した、「佐久市総合文化会館に係る用地の中止による利活用について(案)」を、平成 22 年 12 月 22 日の市議会全員協議会に提示し、選定理由や経緯について市は、11 月 14 日の住民投票の結果を受けて、建設中止を決めた総合文化会館の建設予定地について、売却せずに市有地として活用する方法を検討する方針を固めた。購入に充てた合併特例債 31 億円の返還を避けるため、国や県と協議し、文化会館建設に代わる事業を検討することとし、A4 版 5 枚の資料²⁰を使って丁寧の説明した。

平成 22 年佐久市議会第 4 回定例会(12 月 13 日)における杉岡務議員の一般質問²¹に対する岩崎弘副市長の答弁の中に、佐久市がこれからどういう対応を迫られているかを、読み取ることができる。二人の質疑応答を以下に再現する。

質問：建設中止によりこれまで借り入れた合併特例事業債返還の見通しについて問う。

答弁：合併特例事業として継続性を認めてもらうために、佐久市としての基本的考え方及びそれに基づく具体的な事業選択を行う必要がある。その上で、国及び県と具体的な協議を行うが、厳しい対応をしていかなければならない。

質問：国で財源振替が認められた場合、「新市建設計画」の中より事業を選択することになるが、どの様な事業を想定できるか

答弁：基本的な考え方は、
「佐久市新市建設計画」に位置付けられている
市民ニーズが高く、多くの市民の利用が見込める
事業の必要性や優先性が高い
事業の、目的達成のため用地の位置が適している
事業の構想等が策定されており用地確保により事業着手が可能なこと
——の全てに合致する事業であり、最適な土地利用を引き続き検討していく

かかる段階を経て、佐久市は総合文化会館建設予定地跡を「市民交流ひろば」として利活用することを市民ならびに議会に対し提示した。12 月 22 日、市議会全員協議会後の記者会見で柳田市長は、ひろば整備について「大きなニーズを感じている。市民や市議会に理解してもらえる」と述べている。

今後佐久市が想定している主なアクションプランについては別紙資料 1 に掲載する。

図 2 は、12 月 22 日の市議会全員協議会後の市長記者会見を受けて、代替案の利活用について報じる信濃毎日新聞の記事である。

²⁰ 佐久市HPより：<http://www.city.saku.nagano.jp/cms/html/entry/3986/file980.pdf>

²¹ 杉岡務後援会 Blog より：<http://sugioka.exBlog.jp/>

図2 佐久市総合文化会館建設予定地の後利用について報じる記事



(出所：信濃毎日新聞平成 22 年 12 月 23 日朝刊より)

(2) 当該土地を取得した 31 億 6200 万円（金利含む）の一括返還問題
土地の取得に要した財源の内訳を信濃毎日新聞の記事から見てみよう。

右の図は平成 22 年 10 月 6 日の信濃毎日新聞記事の一部である。内容は「広報佐久 2010 号外の 12 頁～13 頁²²を要約し図表化したものである。

右図が文化会館を建設しない場合の用地取得に掛った経費総額と財源の内訳であるが、この内、合併特例債 31 億円と平成 21 年～22 年度の償還期間利子 6200 万円を合わせた 31 億 6200 万円を一括返還しなければならないという問題がある。

岩崎副市長は平成 22 年 12 月 10

図 3 総合文化会館を建設する場合と中止した場合の市の財政負担比較表

市総合文化会館にかかわる市の負担					
事業費			事業費		
用地費、建設費、その他経費			用地費、その他経費		
90億6800万円			33億1100万円		
財源			財源		
合併特例債	建設基金	一般財源	合併特例債	建設基金	一般財源
82億	1億	6億	31億円	1億	1600万円
6400万円	9500万円	900万円		9500万円	
元金と利子を合わせた償還金	交付税措置	一般財源	元金と利子を合わせた償還金	交付税措置	一般財源
88億	61億	26億	31億	0円	31億
300万円	6200万円	4000万円	6200万円		6200万円
建設する場合			建設しない場合		
実質的な市負担 32億4900万円			実質的な市負担 31億7900万円		

(その他経費は設計委託料や測量調査費など。数字の合わない部分は、10万円以下切り捨てのため)

(出所：信濃毎日新聞平成 22 年 10 月 6 日朝刊より)

²² 佐久市HP : <http://www.city.saku.nagano.jp/cms/html/entry/3214/file348.pdf>

日の市議会定例会一般質問の中で、「総務省からは、佐久市としての基本的な考え方を明らかにし、県と相談しながら協議を進めてもらいたいと言われている」と答弁している。

一般財政規模が約 430 億円の佐久市にとって、31 億 6200 万円という金額は小さな額ではない。一括返済の場合、平成 21 年度末で約 40 億円ある減債基金を充てる案もある。または建設が取りやめとなったことで、建設基金約 20 億円を取り崩す方法もあるが、建設基金は条例により積み立てられているため、その取り扱いは議会の議決が必要となるので簡単にはいかない。現段階では色々なケースが想定されるが、いずれの方法も検討し、準備しておく必要がある。

(3) 20 億円の建設基金とその中に含まれる市民の寄付 820 万円の取り扱い

平成 22 年 11 月 30 日佐久市総合文化会館早期建設を願う会会長 田原彰人他 5 名により、佐久市議会平成 22 年第 4 回定例会に「佐久市総合文化会館建設基金及び建設用地に関する陳情書」²³が提出された。これは住民投票で建設中止が決定した文化会館の建設を目的に積み立てた基金と、取得済みの土地を、そのまま残すよう陳情に及んだものである。

これに対し佐久市総合文化会館を考える会（建設反対派）は 12 月 14 日、直ちに当該陳情書を採択しないよう要望書を並木市議会議長らに提出した。しかしながら建設推進派が多数を占めていた議会はこれを採りあげ、継続審査となった。

一般質問で市側の見解を質したところ、副市長は「今後の国や県との協議の結果による」と答弁した。

(4) 会館の建設費に充てる予定だった 50 億円余の合併特例債を使うか否かの決断

これについては「市民交流ひろば」という市側の利活用代替案が議会と市民の合意形成がなされ、その結果を踏まえた国や県との協議が予定通りに進むか否かによる。

住民は地域総合整備事業債（建設費の 70%の借金ができ、元利償還の約 40%を地方交付税で「措置」する）での学習効果から、合併特例債は「使わなければ損」といった考えから脱却し、「地方交付税で措置する」という意味を理解し始めているところから極力抑える方向に働くと考ええる。なお佐久市の場合は、建設事業として約 355 億の特例債の活用ができる。

(5) 市の文化振興を会館なしでどう進めるかの青図

平成 22 年 11 月 17 日放送の「fm さくだいら」から市長の考えを推測する。

²³佐久市HP 請願・陳情付託表（12 月 15 日）：

<http://www.city.saku.nagano.jp/cms/html/entry/3907/113.html>

- アナウンサー

今回、この住民投票は、県内初となる政策型の住民投票として、他市町村などからも非常に注目されました。佐久市政において新たな1ページが築かれたと思うのですが、今回、箱モノではなく、違う形で文化振興にもこれから動いていきたいという市長のお考えですが、例えば、市長として考えられる新たな文化振興という、どんなものがありますか。

- 市長

コスモホールと浅科と望月についてはですね、文化事業団というものが、法人をもってやっているわけですが、これは私が理事長なんですが、コスモホールの運営をやっているそういう法人ですが、こういったものを非常に活発化していきたいと思っております。

具体的にいうと、例えば、コスモホールで800人を一杯にするコンサートというものはそれほど多く出来てはいないですね。

結果的には、赤字の補填というものを佐久市が行っているという現状があるわけですよ。

でも、そのことでお客さんが入らないでお金を補填するということは、非常に不本意だななど。ならば、お金を出してでも、佐久市が支援してでも価値の高いコンサートや催し物をやって、一杯になるようなそういう支援の仕方をしたいなあと。

赤字が出たから補填しますというよりも、一杯になったけれども、お金が足りないと、ならば、その部分を上乘せしていきますと。

より良いアーティストだとかですね、舞台芸術というものを呼んでいくための支援も佐久市は行うべきだと思いますね。

さらに11月30日の市議会における市長招集あいさつで「文化振興策については、既存施設のより一層の有効活用を検討し、市民の皆様に参加していただく中で、新たな文化振興の体系づくりを進めてまいりたい」と発言している。

小 括

これまで佐久市における住民投票実施に至る経緯と、実施後の課題解決に向けた行政、市民そして議会の取り組みについて見てきた。その内容はジェームズ・ブライスの言う「地方自治は民主政治の最良の学校」そのものではなかったかと思う。

思い起こせば日本の民主主義は昭和20年8月14日のポツダム宣言受諾、日本軍の無条件降伏、翌8月15日の玉音放送→敗戦、から始まった。それから2年後の昭和22年新憲法施行、翌昭和23年に『民主主義』²⁴（文部省著作）という社会科の教科書が上下巻に分かれて刊行され、当時の中学生・高校生がこれを使って学んだという。何と63年前に作られた教科書であるが、内容は過激である。

その第17章「民主主義がもたらすもの」の第2節「民主主義の原動力」²⁵に次の文がある。

『民主主義の原動力は、国民の自分自身にたよっていこうとする精神である。自らの力で自らの運命を切りひらき、自らの幸福を築き上げていこうとする、不屈の努力である。・・・民主主義

²⁴ 復刻版文部省著作教科書「民主主義」径書房 2004年

²⁵ 前掲書 p360

における人間への信頼は英雄や超人や非凡人に対してささげる信頼であるよりも、むしろここに住み、そこに働いている「普通人」に対する信頼である。・・・民主主義の国民は、自分たちの選んだ人々に、無条件の信頼をささげるということはない。りっぱな人物だと思って選んでも、その人々の行動が間違っていると信ずる場合には、これに対して公正な世論の批判を加え、それをたえず是正してゆくのは、民主国家の国民の自由であり、権利であり、責任である。そこに国民の主権がある。その根底には、国民の、自分自身に対する信頼がなければならぬ』

上記引用文中、「自力本願」の精神を持ち「普通人に対する信頼」、そして「選んだ人に対する公正な批判と是正」ができる人々が「観客民主主義」「お任せ民主主義」から脱却して市民自治を実現させ、住民投票を成功に導くことが出来るのである。そして佐久市民はそれを実現した。大いに評価に値する出来事である。

佐久市には残された課題が幾つかある。しかしそれは長野県内の他の市町村に較べると、より一段高い所に立った上での課題解決への挑戦である。

市は住民投票の時と同様、いや、それ以上に丁寧に代替事業の説明を市民に対して行い、住民の合意を得る必要がある。また住民は合併協議会で新市建設計画に盛り込まれた「公園・緑地の整備」が、今回提示される「交流ひろば」で良いか否かをしっかり再吟味できるこの機会を逃さないで説明会に参加し、活発な質疑応答に加わらねばならない。

議会は住民投票の市民説明会に対しては傍観者の立場をとってきたが、市議会と民意の乖離、いわゆる「ねじれ」が鮮明になった今、議員は住民代表という奢りを捨て、7地区での説明会すべてに参加して有権者の声を丁寧に汲み上げ「ねじれ解消」の努力を惜しんではならない。議会改革と併せ議員の意識改革が求められるところである。

一方市民の側にも問題がある。それは20代の男女の投票率の低さ²⁶である。20代男子の投票率27.3%は90代男子の25.8%に並び、20代女子の投票率32.8%は80代女子の35.8%に及ばない。

20代の若者の投票に対する関心の低さについて、和光市の松本市長は1月10日のブログ²⁷で次のように述べている。

『9日は和光市の成人式でした。

成人式では昨年と同様に、成人になって最も大切なことは(飲酒でも喫煙でもなく)投票する権利を得たということ、そして、それを得たということは社会に対する責任を負ってゆくことだということらを強調しました』

そして、

『マイケル・サンデルのコミュニタリアニズムにも触れて、「今日は故郷である和光市を離れている多くの新成人も地域に戻って旧交を温めている。故郷で友や知人と語り合うことで、コミュ

²⁶ 佐久市HP : <http://www.city.saku.nagano.jp/cms/html/entry/3818/file37.pdf>

²⁷ takeyanさんの日記 : http://mixi.jp/view_diary.pl?id=1654821735&owner_id=2397675

ニティやアイデンティティについて考える機会にして欲しい」と強調しました』

とある。

成人式のような人生の節目の式典で、若者に投票とコミュニティについてしっかり認識してもらうことは意義深い。

隣接する小諸市では、常設型住民投票条例案が平成 22 年 12 月 21 日、市議会 12 月定例会の本会議で全会一致で可決され年内に施行との新聞報道²⁸がなされた。しかも佐久市の議会が修正した 16 歳以上を対象とし、永住外国人も含める内容である。

佐久市長も新聞報道（11 月 16 日付朝日新聞）によれば、常設型住民投票条例の設置に前向きに検討する姿勢を示したと報じている。佐久市と小諸市の首長のリーダーシップと指導力は期待できる。大いに切磋琢磨して主権在民のまちづくりを実践していただきたい。

住民投票を「民主主義の学校の授業」と言ったのは岐阜県御嵩町の町長を務めた柳川喜郎氏であった。佐久市の「民主主義の学校」も、文化会館建設予定跡地の代替利活用案について、今後の住民意思決定過程を、期待を込めてしっかりと見守ってゆきたい。

参考文献

- 今井 一著 2000 年 『住民投票』岩波新書
兼子 仁著 2000 年 『新地方自治法』岩波新書
東洋大学大学院経済学研究科編著 2009 年 『公民連携白書 2009～2010』時事通信社
中邨 章著 2003 年 『自治体主権のシナリオ』芦書房
マイケル・サンデル 2010 年 『これから「正義」の話をしよう』（鬼澤忍＝訳）早川書房
牧田義輝著 2007 年 『住民参加の再生』勁草書房
室井 力編 2005 年 『住民参加のシステム改革』日本評論社
藻谷浩介著 2010 年 『デフレの正体』角川書店
文部省 1995 年 『文部省著作教科書』

²⁸ 12/22 信毎 Web : <http://www.shinmai.co.jp/news/20101222/KT101221ATI090017000022.htm>

(別紙資料 1)

佐久市が今後予定する主たるアクションプランのスケジュール

年月	実施事項	内容
H22.12～	庁内検討・県と相談	庁内検討及び県との相談は随時行う。
H22.12.22	議会全員協議会	・視点に基づく今後の土地利用について、市の案として「市民交流ひろば」を提示。 ※議会との意見交換は、土地利用(案)が整うまで随時行う。
H23.1	絵図面の公表	・「市民交流ひろば」の基本的な絵図面を公表。
	金融機関協議	・総合文化会館のH20合併特例債借入金(実施設計委託、地質測量)の一括返済について、金融機関と協議開始。
H23.1～2	市民説明会	・用地の後利用を「市民交流ひろば」とする基本的な考え、事業選択の視点、事業選択の理由を市民に説明し、意見交換を行う。 ・市民説明会は、市内7カ所(旧市内4カ所、旧町村3カ所)で実施(1/24から)。
	市HPで公表	・用地の後利用を「市民交流ひろば」とする基本的な考え、事業選択の視点、事業選択の理由等を市ホームページで公表し、市民の意見を伺う。
H23.3	3月議会	・総合文化会館のH20合併特例債借入金(実施設計委託、地質測量)の一括返済額をH22補正予算に計上。 ・最終検討した用地後利用方法について、議会の場で表明する。
	土地利用方法公表	・議会で公表した用地後利用方法について、市HP等で公表。
	国、県との協議	・決定した用地後利用方法について、国及び県と協議。 ※国の協議において、協議内容が認められた場合、下記のスケジュールとする。
	一括返済	・H20合併特例債借入金(実施設計委託、地質測量)を金融機関に一括返済。
H23.5	臨時議会	・臨時議会を開催し、「市民交流ひろば」の実施設計委託に関する経費をH23補正予算に計上。
	H23起債当初申請	・「市民交流ひろば」の実施設計委託に関する経費について、H23合併特例債借入のための起債申請工事等は、H24から合併特例債を充当して実施)。
	実施設計発注	・「市民交流ひろば」の実施設計委託を発注。

(出所：佐久市HP

<http://www.city.saku.nagano.jp/cms/html/entry/3986/283.html> より)

(別紙資料 2) 佐久市総合文化会館建設の賛否を問う住民投票に至る経緯

年月	内容
1986年 9月	任意団体「佐久市文化会館建設推進協議会」から旧佐久市へ建設陳情書提出
1987年 3月	建設基金条例制定(注:佐久市積立基金条例・別表に掲げる34基金のうちの1つ。)
1988年 3月	市議会に建設特別委員会設置
2005年 4月	新佐久市誕生
2007年 3月	任意団体「佐久市総合文化会館早期建設促進を願う会」から3回にわたり提出されていた陳情書を、市議会は、本会議にて全会一致で採択
2007年 6月	「佐久市総合文化会館建設協議会」を設置
2007年 8月	市内文化団体対象の懇談会を5地区で開催
2007年12月	全市民対象の地区懇談会を延べ20会場で開催。テーマ「建設計画中間報告」
2008年 3月	・「佐久市総合文化会館基本構想・基本計画(案)」についてパブコメを実施 ・「佐久市総合文化会館基本構想・基本計画」を策定
2008年 7月	公募委員を含めた「建設協議会」、「建設等検討懇話会」が発足
※2008年12月	柳田清二氏市長選立候補を表明
2009年 1月	・市は、土地開発公社から建設予定用地を取得 ・1~2月、「建設事業基本設計(案)市民説明会・意見交換会」を開催。2会場4回
※2009年 2月	柳田市長選立候補予定者「総合文化会館建設の慎重な検討」を公約として表明
2009年 3月	「基本設計」策定
※2009年 4月	市長選の結果、柳田清二氏新市長に当選
2009年 8月	「基本設計市民説明会」を5会場で開催
2009年11月	~12月、市内既存施設で開催公演の観客対象にアンケートを実施。延べ6会場。 テーマ「管理運営基本計画策定の参考資料」
※2010年 1月	柳田市長は、新春記者会見で「文化会館建設の是非を住民投票で問う」意向を表明
△2010年 2月	「建設を願う会」賛成署名活動を開始。対象は周辺市町村を含む16歳以上の住民
2010年 3月	「実施設計」、「管理運営基本計画」を策定
◎2010年 5月	・「文化会館の建設に反対する会」『「佐久市総合文化会館」建設に反対する共同声明』を発表。連名者の呼びかけ開始 ・「文化会館を考える会」反対署名活動を開始。 ・~8月、市職員による「設計、管理運営基本計画の見直し」を実施 ⇒ 費用圧縮案
※2010年 7月	・市長は、議会全員協議会で「住民投票制度(案)、条例(素案)」を説明 ・~8月、「住民投票条例(素案)」のパブコメを実施
※2010年 8月	会期2日間(8/31、9/1)の臨時議会へ「投票条例(案)」を提出。9/1修正可決
2010年 9月	~11月、市民説明会を実施。延べ23会場
2010年10月	賛否を問う市民討論会1回目
2010年11月	// 2回目
※2010.11.14	住民投票実施

(出所: 信州宮本塾研究集会 2010-12-12 報告資料 岩井達夫氏作成)